

広島市規則第 3 2 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島市建築基準法施行細則（昭和 5 3 年広島市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「又は省令第 4 条の 8 第 1 項第 4 号」を削り、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書（市長が定める工事に限る。）
- (4) 省エネ基準工事監理状況報告書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項に規定する特定建築行為に係る工事に限る。）

第 1 3 条に次の 1 項を加える。

2 省令第 4 条の 8 第 1 項第 4 号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 1 7 条第 2 号中「又は送風機」を「、送風機又は可動防煙壁」に改め、「とする。」を削り、同号を同条第 3 号とし、同条中第 1 号を第 2 号とし、

同号の前に次の１号を加える。

- (1) 第１５条各号に掲げる建築物に設けた防火設備のうち、常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）

第１８条第１項第２号中「まで」の右に「。ただし、政令第１６条第１項各号に掲げる建築物又は第１５条各号に掲げる建築物に設けた防火設備のうち、常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）にあつては、第１６条第１項各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期」を加える。

附 則

- １ この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１７条第２号の改正規定、同号を同条第３号とし、同条中第１号を第２号とし、同号の前に１号を加える改正規定及び第１８条第１項第２号の改正規定並びに附則第３項の規定は、同年７月１日から施行する。
- ２ 改正後の第１３条第１項第４号の規定は、この規則の施行の日以後に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１１条第１項に規定する特定建築行為に係る工事に着手する者について適用し、同日前に当該工事に着手した者については、なお従前の例による。
- ３ 改正後の第１７条第１号及び第３号並びに第１８条第１項第２号の規定は、令和７年７月１日以後に建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１２条第３項の規定による検査を行う場合について適用し、同日前に当該検査を行う場合については、なお従前の例による。